

2026(令和8)年度 日教弘沖縄支部 貸与奨学金 募集要項

1. 主 催 : 公財財団法人 日本教育公務員弘済会
2. 趣 旨 : 有為の人材を育成するため、大学等に学ぶ学生に対し、無利息で奨学金を貸与し、多くの学生・生徒の修学に役立てることを目的とします。

3. 応募資格

※ 他の奨学金との併願は不問です。

奨学生	<ul style="list-style-type: none">・ 国公立大学院、大学^{※1}、短期大学、高等専門学校^{※2}および専修学校専門課程に在学し、学資金の支払いが困難と認められる者^{※3}。・ 申請年度において在学年数が正規の最短就業期間を超えていない者。・ 申請年度の4月1日時点で30歳未満の者。
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">・ 奨学生本人と連帯して返還の責任をおえる原則4親等以内の親族等であり成年者。かつ、沖縄県内に在住の者。

※1 海外の大学や文部科学省の所管に属さない学校及び科目等履修生は対象外。

※2 高等専門学校については、第4学年以上の在学学生に限る。

※3 正社員等、安定した収入が見込まれる者(アルバイト・パートは除く)は該当しません。

4. 奨学金額

奨学金の額は、修業期間1年につき25万円以内で、**一奨学生につき最高100万円**とします。在学の途中の場合、正規の残存就学期間で計算します。

計算例1) 4年制大学に4年次在学中に申請の場合
残存就学期間1年×25万円 貸与額 25万円

例2) 2年制専門学校に1年次在学中に申請の場合
残存就学期間2年×25万円 貸与額 50万円

【追加貸与について】

当会の貸与を75万円以下で受給中の者が大学院等へ進学の際、既貸与額とあわせて**合計100万円を超えない範囲**で追加貸与の申請もいただけます。申請時の記載方法や返還延期の手続き等がありますので、事前に当支部にご相談ください。

5. 貸与期間 : 正規の最短修業期間とします。
6. 奨学金の利息 : 無利息とします。
ただし、納期限を過ぎた場合はその日から6カ月を超える毎(毎年7月1日、1月1日)に延滞している年賦金額(元本)の**1.5%**(単利)の延滞金が発生します。
7. 募集期間 : 2026(令和8)年4月1日(水)~2026(令和8)年6月15日(月)【**必着**】
8. 選考方法
奨学生申請書を元に当支部教育振興事業選考委員会及び幹事会の議を経て、適当と認められた者については奨学生内定者とし、追加の必要書類を揃え、当支部長より日教弘本部へ推薦致します。本部の最終選考を経て、採用が決定します。
なお、採否の理由については回答しかねます。

9. スケジュール

- 4月1日(水)～ 募集・申請受付開始 (申請書類詳細は10.)
- 6月15日(月) 申請受付〆切 (必着)
- 6月22日(月)～30日(火) **奨学生本人による申請意思の連絡(必須)** (詳細は11.)
- 7月上旬 支部教育振興事業選考委員会・幹事会で奨学生の内定採否の決定
- 〃 中旬 支部より内定採否の通知及び内定者へ追加必要書類の案内 (詳細は12.)
- 〃 下旬 内定後の必要書類の提出期限
- 8月上旬 支部より書類完備の内定者の本部への推薦
- 〃 中旬 本部での最終選考と決定
- 〃 下旬 決定通知の送付・奨学金の振込(奨学生の口座へ全額一括) (詳細は13.)
- ～在学(正規の最短修業)期間～ 貸与奨学金の据え置き
- 卒業予定年2月 本部より返還案内。成果報告書及び口座振替の提出 (詳細は15.)
- 卒業予定年12月 第1回の返還開始(年賦償還) (返還方法詳細は14.)
- ～ 以後、毎年12月に返還 最大8回(8年)または10回(10年)以内 ～

10. 申請時の提出書類 … ①～③様式は最新版にて作成ください。

- ① 奨学生申請書(様式1)
- ② 貸与奨学生付属調査票(様式4)
- ③ 貸与奨学金誓約書(様式7)
- ④ 連帯保証人の収入に関する証明書(いずれもコピー可)
市町村発行の「所得証明書」「課税(非課税)証明書」のいずれか直近のもの。
- ⑤ 「在学証明書」(原本) ※申請年度中に発行分。

【書類作成上の注意事項】

- ◇ ①～③は連帯保証人・奨学生それぞれ自署ください。消せるボールペンでの記入は不可です。
- ◇ HP掲載の各記入例を確認の上、作成ください。不備がある場合は受付できません。
- ◇ 奨学金の振込先は、奨学生名義の口座とします。
(ゆうちょ銀行へ振込みを受ける場合、他の金融機関から振込可能な口座である店名(漢数字3桁、例：七〇八支店)・預金種目・口座番号(7桁)を記入下さい。)

①～⑤の提出期限：6月15日(月)【必着】

11. 奨学生本人による申請意思の連絡(必須)

奨学生が申請内容を把握されているか確認をさせていただきます。申請書の提出時に学生にて持参の際は窓口にて、郵送の場合は6/22(月)～6/30(火)の期間に学生ご本人様より当支部(TEL098-867-1765)へお電話ください。

学生本人の貸与意思の確認ができない場合は内定取消となる場合もあります。

日教弘沖縄支部からの着信においては必ず応対ください。

【確認事項】・申請意思 ・奨学金は返還が必要である事 ・貸与額と返還方法(期間・金額)

12. 内定後の必要書類の提出

内定者には内定通知と借用証書をあわせて連帯保証人住所へ郵送します。

提出期限*までに当支部へ下記(ア)、(イ)を提出ください。

(ア) 奨学金借用証書(様式5) (奨学生・連帯保証人のそれぞれ自署・押印ください。)

(イ) 連帯保証人の印鑑登録証明書(市町村発行のもので、発行から3カ月以内の原本)

※提出期限は内定通知後、約2週間程度の予定です。

13. 奨学金決定通知と貸与交付

採用が本部にて決定次第、「貸与奨学生採用決定 兼 送金通知書」「貸与奨学生のしおり」を連帯保証人住所宛に送付します。

8月下旬に申請書指定の奨学生名義の金融機関口座に全額一括して振込みます。

14. 貸与奨学金の返還開始時期と方法

第1回の返還は正規の就業期間を終了した(退学等を含む)年の12月とし、以後毎年12月末が納期限です。返還回数は8年(8回)以内の均等返還(年賦償還)です。ただし、貸与額100万円の場合は10年(10回)以内とします。

毎回の返還額は3万円以上とし、3万円未満の端数が生じたときは最終回の返還額に加減算します。返還方法は「口座振替」を原則とします。

【貸与額と返還回数による1回あたりの返還額の例】

※毎年12月に返還

貸与額	返還回数	5回	8回(最終回に加減算)		10回
			8回(全会均等)	8回(最終回に加減算) 毎回(1~7回) 最終回(8回)	
25万円		5万円	31,250円	3万円 4万円	選択不可
50万円	10万円	10万円	62,500円	① 5万円 15万円	選択不可
				② 6万円 8万円	
75万円	15万円	15万円	93,750円	① 9万円 12万円	選択不可
				② 10万円 5万円	
100万円	20万円	20万円	125,000円	省略	10万円

～上記は一例です。貸与額と回数に応じていずれかの返還方法をご参考にしてください。～

15. 返還案内

奨学生は卒業後、速やかに卒業論文概要または、学習成果報告及び奨学金の主な用途を成果報告書にて理事長に報告ください。返還開始年の2月に当会本部より返還の案内・「貸与奨学生成果報告書」「口座振替申込書」を送付します。

成果報告書は当会本部HPの「申請書・その他ダウンロード」より取得できます。

16. その他注意点

奨学生及び連帯保証人の住所等、異動事由が発生した際は貸与奨学生のしおり中の異動届のハガキにてお知らせください。

次に該当した場合は、未返還貸与金の全額を直ちに返還していただきます。

- ・ 奨学金を貸与目的以外に使用したとき
- ・ 偽りの申請その他不正な手段によって貸与を受けたとき
- ・ 年賦返還を怠ったとき

17. 提出・連絡先

〒900-0014 那覇市松尾 1-7-12

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 沖縄支部

TEL : (098)867-1765 (受付時間 平日 9時~17時 但し 12~13時を除く)

E-Mail : okinawa★nikkyoko.or.jp ※「★」を半角の「@」に変えてください。

支部HP : <https://nikkyoko-okinawa.jp/>